

議案第49号

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月25日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

生理休暇の名称を改める必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 12 年杉並区教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条の見出しを「（健康管理休暇）」に改め、同条中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 24 条第 1 項に規定する健康管理休暇の請求は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

新	旧
（健康管理休暇） 第24条 健康管理休暇は、生理日の勤務が著しく困難な場合の休養として与える休暇とする。 2 教育委員会は、女性職員が健康管理休暇を請求したときは、その職員を生理日に勤務させてはならない。	（生理休暇） 第24条 生理休暇は、生理日の勤務が著しく困難な場合の休養として与える休暇とする。 2 教育委員会は、女性職員が生理休暇を請求したときは、その職員を生理日に勤務させてはならない。